

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○特定水産資源の採捕の停止の命令 (漁業管理課)	1
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要 (経営支援課)	1
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	1
○保安林の解除予定の通知 (2件) ( " )	1
○保安林の解除の予定 (2件) ( " )	1
○公共測量の実施の通知 (2件) (用地対策課)	1
○公共測量の終了の通知 (5件) ( " )	2
○道路の供用開始 (3件) (道路課)	2
公告	
○令和8年二級建築士試験の実施 (建築指導課)	2
○令和8年木造建築士試験の実施 ( " )	3
監査公表	
○定期監査の執行結果(商工労働部中村高等技術学校ほか)	3
入札公告	
○一般競争入札(Webフィルタリングソフトウェアライセンスの借入れ)の公告 (教育委員会事務局高等学校課)	8

## 告 示

### 高知県告示第77号の2

くろまぐろ(30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。)の定置漁業による採捕の数量が、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別(令和8年1月1日から同年3月31日まで)の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和8年2月19日から同年3月31日までの間、くろまぐろの定置漁業による採捕の停止を命ずる。

令和8年2月18日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

### 高知県告示第111号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月3日

高知県知事 濱田 省司

1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示

令和7年11月高知県告示第654号

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス吉田店・セブンーイレブン高知吉田町店

高知市吉田町305番ほか

3 意見の概要

意見なし

### 高知県告示第112号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和8年3月3日

高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所

土佐清水市斧積字入道川山1211の4、1211の5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 高知県告示第113号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和8年3月3日

高知県知事 濱田 省司

1 解除予定に係る保安林の所在場所

吾川郡いの町長澤字アド102の9、102の10

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

### 高知県告示第114号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和8年3月3日

高知県知事 濱田 省司

1 解除予定に係る保安林の所在場所

高岡郡津野町芳生野字天狗瀧乙4922の36、乙4922の37

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

### 高知県告示第115号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

令和8年3月3日

高知県知事 濱田 省司

1 解除予定に係る保安林の所在場所

吾川郡いの町長澤字アド102の9、102の10

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

### 高知県告示第116号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

令和8年3月3日

高知県知事 濱田 省司

1 解除予定に係る保安林の所在場所

高岡郡津野町芳生野字天狗瀧乙4922の36、乙4922の37

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

### 高知県告示第117号

芸西村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年2月16日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年3月3日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

公共測量(基準点測量、現地測量、路線測量)

2 作業期間  
令和8年2月17日から同年3月24日まで

3 作業地域  
安芸郡芸西村和食甲

#### 高知県告示第118号

高知県農業振興部中央東農業振興センター長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年2月17日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年3月3日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間  
令和8年2月16日から同月24日まで

3 作業地域  
香南市香我美町口西川

#### 高知県告示第119号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和7年3月高知県告示第227号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年10月8日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年3月3日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県告示第120号

高知県土木部高知土木事務所長から令和7年4月高知県告示第288号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年11月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年3月3日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県告示第121号

高知県土木部須崎土木事務所長から令和7年5月高知県告示第372号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年7月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年3月3日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県告示第122号

高知県土木部須崎土木事務所長から令和7年6月高知県告示第407号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年2月2日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法

律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年3月3日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県告示第123号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和7年8月高知県告示第516号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年12月18日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年3月3日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、令和8年3月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月3日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 493号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡北川村平鍋字アセヒカ段487番17地先	242	令和8年3月3日

#### 高知県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、令和8年3月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月3日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐伊野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町大内字天神288番1から	214	令和8年3月3日

吾川郡いの町大内字城ケ谷山3560番1まで	日
-----------------------	---

#### 高知県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和8年3月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月3日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡大月町龍ケ迫字西カクレ1916番68から幡多郡大月町龍ケ迫字西カクレ1916番62まで	85	令和8年3月3日

#### 公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和8年二級建築士試験を次のとおり行う。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和8年3月3日

高知県知事 濱田 省司

- 1 受験資格  
受験資格を有する者は、令和8年7月4日（土）において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。
- 2 受験の申込み手続
  - (1) 受験申込みの受付期間及び受付時間  
ア 受付期間  
令和8年4月1日（水）から同月14日（火）まで  
イ 受付時間  
受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで
  - (2) 受験申込みの方法  
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaic.or.jp/>）において、必要な事項を入力

して申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合（身体に障害がありインターネットの利用が困難である等）は、令和8年4月7日（火）までに公益財団法人建築技術教育普及センターに申し出ること。

### 3 試験の日時及び場所

#### (1) 試験の日時

##### ア 学科の試験

令和8年7月5日（日）午前10時15分から午後5時20分まで

##### イ 設計製図の試験

令和8年9月13日（日）午前11時から午後4時まで

#### (2) 試験の場所

高知市棧橋通二丁目11番6号 高知県立高知工業高等学校

### 4 受験手数料

18,500円

### 5 合格者の発表日及び合否の通知

#### (1) 合格者の発表日

##### ア 学科の試験の合格者

令和8年8月24日（月）（予定）

##### イ 設計製図の試験の合格者

令和8年12月3日（木）（予定）

#### (2) 合否の通知

学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ合否の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試験の成績を併せて通知する。

### 6 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和8年6月24日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。



建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和8年木造建築士試験を次のとおり行う。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和8年3月3日

高知県知事 濱田 省司

### 1 受験資格

受験資格を有する者は、令和8年7月25日（土）において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。

### 2 受験の申込み手続

#### (1) 受験申込みの受付期間及び受付時間

##### ア 受付期間

令和8年4月1日（水）から同月14日（火）まで

##### イ 受付時間

受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで

#### (2) 受験申込みの方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合（身体に障害がありインターネットの利用が困難である等）は、令和8年4月7日（火）までに公益財団法人建築技術教育普及センターに申し出ること。

### 3 試験の日時及び場所

#### (1) 試験の日時

##### ア 学科の試験

令和8年7月26日（日）午前10時15分から午後5時20分まで

##### イ 設計製図の試験

令和8年10月11日（日）午前11時から午後4時まで

#### (2) 試験の場所

高知市棧橋通二丁目11番6号 高知県立高知工業高等学校

### 4 受験手数料

18,500円

### 5 合格者の発表日及び合否の通知

#### (1) 合格者の発表日

##### ア 学科の試験の合格者

令和8年8月24日（月）（予定）

##### イ 設計製図の試験の合格者

令和8年12月3日（木）（予定）

#### (2) 合否の通知

学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ合否の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試験の成績を併せて通知する。

### 6 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和8年7月8日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。

## 監 査 公 表

### 監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月3日

高知県監査委員	土森	正一
同	上治	堂司
同	奥村	陽子
同	五百藏	誠一

定期監査結果報告（令和7年度第3回）
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 監査の概要</p> <p>1 監査の種類 地方自治法第199条第1項の規定による監査のうち同条第4項の定期監査</p> <p>2 監査の対象 監査対象機関227機関（出先機関121機関を含む。）のうち出先機関77機関（別表1のとおり）</p> <p>3 監査の着眼点（評価項目） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかとした。</p> <p>4 監査の実施内容 令和6年度の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査及び事務局職員による監査を実施した。 また、工事監査については、土木工事及び建築等工事の専門知識を有する事業者に調査を委託し、実地調査等による方法により実施した。</p> <p>第2 監査の結果 前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。 実施機関別には是正又は改善を要する事務として、指摘事項及び注意事項としたものは、別表2のとおりであり、事務区分別では、別表3のとおりである。 なお、是正又は改善を要する事務のうち指摘事項としたものは、次のとおりである。</p> <p>1 指摘事項</p> <p>(1) 商工労働部中村高等技術学校 安全管理業務委託契約において、契約書に仕様書を添付していなかった。 これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第36条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。 再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>(2) 土木部中央西土木事務所 河川占用許可において、土地占用料の収入調定を行っ</p>

<p>ていなかった。 これは、歳入徴収者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第154条第1項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第22条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。 速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>(3) 教育委員会図書館 令和6年度図書館情報システムSMS送信サービス保守委託業務外1件において、契約書に仕様書を添付していなかった。 これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則第36条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。 再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>(4) 教育委員会高知丸の内高等学校 白灯油の購入において、予定価格が10万円を超えていたにもかかわらず見積書を徴していなかった。 これは、契約担当者は、随意契約によるようとするときは、見積書を徴さなければならないと定めた高知県契約規則第32条の規定に反する不適切な事務処理である。 再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>2 意見 今回監査を実施した出先の77機関のうち35機関において、是正又は改善を要する不適切な事務処理が63件認められた。前年度と比較すると、機関数は8機関、件数は20件、それぞれ増加している。 また、前年度と比較して件数が減少したのは17機関、増加したのは30機関で、増減がなかったのは1機関、2年連続で適正に事務が行われていたのは29機関となっている。 事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足及び知識不足であり、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。 事務処理に当たっては、担当者は、その根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。 特に、河川占用許可に係る収入調定については、4年連続で指摘事項が発生していることから、土木部として、より実効性の高い再発防止策を検討されたい。</p> <p>3 重点項目</p> <p>(1) 工事監査 監査対象機関が実施する工事の中から土木工事及び建築等工事をそれぞれ選定し、次のとおり実施した。</p> <p>ア 工事監査の対象</p>
--

区分	機関名	工事の名称
土木工事	農業振興部 幡多農業振興センター	入野地区地域ため池総合整備昭和池堤体改修工事
建築等工事	土木部建築課及び教育委員会事務局学校安全対策課	山田特別支援学校北舎棟他長寿命化改修主体工事 山田特別支援学校北舎棟他長寿命化改修電気設備工事 山田特別支援学校北舎棟他長寿命化改修機械設備工事

イ 監査の期間  
令和7年7月10日から令和8年1月31日まで実施した。このうち、農業振興部幡多農業振興センターについては令和7年10月29日及び30日に、土木部建築課及び教育委員会事務局学校安全対策課については同月22日及び23日に現地調査を実施した。

ウ 監査の方法  
今回の監査は、アの工事について、設計、施工、監理等が適切かつ効率的に行われているかどうかという観点から、協同組合総合技術士連合に調査を委託し、技術士の協力を得て実施した。  
監査に当たっては、監査対象機関から提出された関係書類を照合し、関係職員から説明を聴取するとともに、現場における施工状況を調査した。

エ 監査の結果  
設計、積算、契約、施工管理等の各段階における技術的事項の実施状況について書類調査及び現地調査を行った結果、おおむね適正に行われていた。  
現地調査の過程において提案のあった意見に留意され、今後とも工事に関する事務の執行及び施工に万全を期されたい。

(2) 県単独補助金・委託料の執行について  
本庁の各機関が実施する補助金及び委託料のうち、県の一般財源のみで実施されているもの（いわゆる「県単独事業」）について、事務手続が適正になされているだけでなく、事業の執行が経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて、監査を行った。  
監査対象は、補助金については補助事業者1件当たり100万円以上の交付を行ったもの（国庫補助事業の継足し補助、運営費補助、施設整備等に係る補助金を除く。）、委託料についてはその金額が50万円以上のもの

（清掃業務等の定型的な委託業務や建設工事に関する委託業務を除く。）とし、各機関で該当する補助金・委託料それぞれ1件を抽出した。

全体として、補助金41件、委託料68件について監査を行った結果、おおむね適正に事業が執行されていた。

引き続き、経済的、効率的かつ効果的な事業の執行に努められたい。

別表1（監査対象機関）

機関名		機関名	
知事部局	<b>総合企画部</b>	知事部局	<b>土木部</b>
	東京事務所		安芸土木事務所
	総合企画部 1 機関		中央東土木事務所
	<b>総務部</b>		高知土木事務所
	公文書館		中央西土木事務所
	安芸県税事務所		須崎土木事務所
	中央東県税事務所		幡多土木事務所
	中央西県税事務所		土木部 6 機関
	須崎県税事務所		<b>教育委員会</b>
	幡多県税事務所		東部教育事務所
	総務部 6 機関		図書館
	<b>健康政策部</b>		幡多青少年の家
	中央東福祉保健所		室戸高等学校
	健康政策部 1 機関		中芸高等学校
	<b>子ども・福祉政策部</b>		県立安芸中学校
	療育福祉センター		安芸高等学校
	中央児童相談所		城山高等学校
	子ども・福祉政策部 2 機関		山田高等学校
	<b>産業振興推進部</b>		嶺北高等学校
大阪事務所	高知農業高等学校		
名古屋事務所	高知東工業高等学校		
産業振興推進部 2 機関	岡豊高等学校		
<b>商工労働部</b>	高知東高等学校		
工業技術センター	高知工業高等学校		
海洋深層水研究所	高知追手前高等学校		
中村高等技術学校	高知丸の内高等学校		
商工労働部 3 機関	高知小津高等学校		
<b>農業振興部</b>	高知北高等学校		
中央東農業振興センター	県立高知国際中学校		
農業大学校	高知国際高等学校		
農業担い手育成センター	伊野商業高等学校		
農業振興部 3 機関	高岡高等学校		
<b>林業振興・環境部</b>	高知海洋高等学校		
森林技術センター	須崎総合高等学校		
安芸林業事務所	佐川高等学校		
中央東林業事務所	構原高等学校		
幡多林業事務所	四万十高等学校		
林業大学校	大方高等学校		
林業振興・環境部 5 機関	幡多農業高等学校		

機関名	
教育委員会	<b>教育委員会</b>
	県立中村中学校
	中村高等学校
	宿毛高等学校
	清水高等学校
	山田特別支援学校
	高知江の口特別支援学校
	日高特別支援学校
	中村特別支援学校
	教育委員会 38機関
警察本部	<b>警察本部</b>
	高知警察署
	高知南警察署
	高知東警察署
	室戸警察署
	安芸警察署
	南国警察署
	土佐警察署
	佐川警察署
	中村警察署
	宿毛警察署
警察本部 10機関	
合計 77機関	

別表2(実施機関別の指摘事項及び注意事項)

( ) : 指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分							参考		
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	計	令和6年度	増減
<b>知事部局</b>										
<b>総合企画部</b>									1	△1
東京事務所									1	△1
<b>総務部</b>			3	1				4	1	3
公文書館				1				1		1
安芸県税事務所									1	△1
中央東県税事務所			2					2		2
中央西県税事務所			1					1		1
須崎県税事務所										
幡多県税事務所										
<b>健康政策部</b>				2				2	1	1
中央東福祉保健所				2				2	1	1
<b>子ども・福祉政策部</b>			3			1		4	1	3
療育福祉センター			1			1		2	1	1
中央児童相談所			2					2		2
<b>産業振興推進部</b>			2	2				4	4	
大阪事務所			2	1				3	1	2
名古屋事務所				1				1	3	△2
<b>商工労働部</b>				2 (1)		1		3 (1)	3 (1)	
工業技術センター				1		1		2	1	1
海洋深層水研究所									2 (1)	△2
中村高等技術学校				1 (1)				1 (1)		1
<b>農業振興部</b>			1			1		2		2
中央東農業振興センター			1			1		2		2
農業大学校										
農業担い手育成センター										
<b>林業振興・環境部</b>				1		2	1	4		4
森林技術センター				1				1		1
安芸林業事務所										
中央東林業事務所						1	1	2		2
幡多林業事務所										
林業大学校						1		1		1
<b>土木部</b>		4 (1)	4	2			6	16 (1)	17 (1)	△1
安芸土木事務所	1	3	1			2		7	4	3
中央東土木事務所				1				1	3	△2
高知土木事務所	1	1						2	4	△2
中央西土木事務所	2 (1)					2		4 (1)	3 (1)	1
須崎土木事務所						2		2	1	1
幡多土木事務所									2	△2

( ) : 指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分								参考	
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付 に関する事務	財産・物品 等管理事務	土木・建築工事 に関する事務	計	令和6年度	増減
<b>教育委員会</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>7</b>	<b>8 (2)</b>		<b>1</b>		<b>19 (2)</b>	<b>15</b>	<b>4</b>
東部教育事務所										
図書館				1 (1)				1 (1)		1
幡多青少年の家										
室戸高等学校										
中芸高等学校										
県立安芸中学校									1	△1
安芸高等学校			1	1				2		2
城山高等学校										
山田高等学校									1	△1
嶺北高等学校										
高知農業高等学校										
高知東工業高等学校										
岡豊高等学校										
高知東高等学校										
高知工業高等学校										
高知道手前高等学校									1	△1
高知丸の内高等学校				1 (1)				1 (1)		1
高知小津高等学校			1					1	3	△2
高知北高等学校									1	△1
県立高知国際中学校			1					1		1
高知国際高等学校									1	△1
伊野商業高等学校		1		1				2	1	1
高岡高等学校										
高知海洋高等学校			1					1	1	
須崎総合高等学校									1	△1
佐川高等学校									1	△1
榑原高等学校			2	1				3	1	2
四万十高等学校	1	1	1	2				5		5
大方高等学校										
幡多農業高等学校										
県立中村中学校						1		1		1
中村高等学校										
宿毛高等学校										
清水高等学校										
山田特別支援学校									1	△1
高知江の口特別支援学校				1				1		1
日高特別支援学校									1	△1
中村特別支援学校										

( ) : 指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分								参考	
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付 に関する事務	財産・物品 等管理事務	土木・建築工事 に関する事務	計	令和6年度	増減
<b>警察本部</b>		<b>1</b>	<b>2</b>			<b>2</b>		<b>5</b>		<b>5</b>
高知警察署										
高知南警察署						1		1		1
高知東警察署										
室戸警察署										
安芸警察署			1					1		1
南国警察署										
土佐警察署										
佐川警察署			1					1		1
中村警察署						1		1		1
宿毛警察署		1						1		1
計	<b>1</b>	<b>7 (1)</b>	<b>22</b>	<b>18 (3)</b>	<b>0</b>	<b>7</b>	<b>8</b>	<b>63 (4)</b>	<b>43 (2)</b>	<b>20</b>

別表3 (事務区分別の指摘事項及び注意事項)

事務区分	指摘事項	注意事項	合計		主な事例
	件数	件数	件数	割合(%)	
共通	0	1	1	1.6	・収入調定書の亡失
収入事務	1	6	7	11.1	・収入調定漏れ ・収入調定額の誤り 等
支出事務	0	22	22	34.9	・通勤手当の支給の誤り ・経費支出何の作成の遅延 ・支払証発行管理簿の押印誤り ・支出命令日の誤り 等
契約事務	3	15	18	28.6	・契約書への仕様書の添付漏れ ・検認漏れ ・予定価格調書における端数処理の誤り 等
補助金の交付に関する事務	0	0	0	—	
財産・物品等管理事務	0	7	7	11.1	・郵便切手類等出納簿の記載漏れ、押印漏れ 等
土木・建築工事に関する事務	0	8	8	12.7	・工事成績評定の算定の誤り ・中間検査の未実施 ・検査命令権者の誤り 等
計	4	59	63	100.0	
参考(令和6年度)	2	41	43	—	

備考 各事務区分の割合は、小数点以下第2位を四捨五入している。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年3月3日

高知県教育長 今城 純子

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

Webフィルタリングソフトウェアライセンス 11,677ライセンス

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入物品の借入期間

令和8年5月1日から令和13年4月30日まで

(4) 借入物品の納入期限

令和8年4月30日。ただし、ライセンス証書の発行がライセンス使用開始日となる場合は、令和8年5月1日とする。

(5) 借入物品の納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6

<p>年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(令和5年9月高知県告示第638号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県教育委員会事務局高等学校課 電話番号088-821-4851</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 令和8年3月3日(火)から同月23日(月)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。 イ ダウンロードによる交付の場合 令和8年3月3日午前9時から同月23日午後5時までの間に高知県教育委員会事務局高等学校課のホームページ(<a href="https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310000/311701/">https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310000/311701/</a>)で交付する。</p> <p>(3) 入札の日時及び場所 入札書を令和8年4月13日(月)午後4時までに(1)の入札説明書の交付場所に持参又は書留郵便により提出すること。</p> <p>(4) 開札の日時及び場所 ア 日時 令和8年4月14日(火)午前9時 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎2階 高知県教育委員会事務局高等学校課</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項</p>	<p>この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和8年3月23日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県教育長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和8年3月12日(木)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を紙媒体で提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ることとし、申請書を電子申請システムにより提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の備考欄に入力するとともに、当該事項を連絡すること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 調達手続の停止等 令和8年度高知県一般会計予算が議決されなかった場合(修正されて議決された場合を含む。)は、本件調達手続の停止等を行うことがある。</p>	<p>(11) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased: Web Filtering Software License 11,677 units</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Monday 23 March 2026</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand or registered mail): To arrive at the division noted in (4) by 4:00 P.M. on Monday 13 April 2026</p> <p>(4) Contact: High School Division, Kochi Prefectural Board of Education Secretariat, Kochi Prefectural Government, 1-7-52 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-0850 Japan Tel: 088-821-4851</p> <p>(5) Others: As in the tender documentation</p>
---	--	---